

議案第 135 号

伊賀市国民健康保険条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険条例(平成16年伊賀市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39 万円」を「404,000 円」に改める。

第7条第1項中「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。